



経済産業省

第6回 製品安全対策優良企業表彰 表彰式



～ 第7回 製品安全総点検セミナー ～

製品安全は製品を供給する企業と、製品を使用する側の消費者が「共に築き上げるもの」という意識が高まりつつある。経済産業省では、毎年11月に「製品安全総点検週間」を設定し、製品安全の重要性について周知する活動を全国で実施しており、去る11月9日に製品安全総点検セミナーが開催された。

第一部では、第6回製品安全対策優良企業表彰が行われ、製品安全に積極的に取り組んでいる企業13社が、製品安全対策優良企業に選ばれ表彰された。第二部では、阿南久消費者庁長官から消費者行政についての講演が行われた。

開会あいさつ

三位一体で築く、製品安全文化の実現

経産省 大臣政務官 本多 平直氏



日本の消費者は「安全」「安心」に対する意識が高まっている。製品を提供する側である事業者は、常に現状を見直し製品を安全に確保し、高めていくことが求められています。一方、安全な製品を市場に供給することは、日本製品の国際的な競争力を高めることに繋がり、ひいては現下の課題である「日本経済の再生」に寄与するものと考えます。

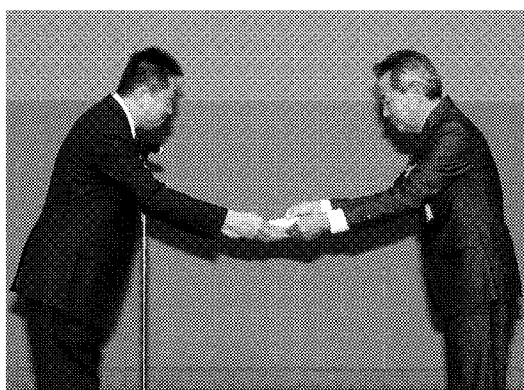
製品安全対策においては、関係者それぞれの役割をしっかりと果たし、サプライチェーン全体で製品安全に取り組んでいくことが不可欠です。製品の製造・輸入事業者に加え、流通・販売など、事業者が業種・業態の垣根を越え、一体となって製品安全の実効性を確保していく必要があります。

本日は、製品安全に特に積極的に取り組んでいる企業の方々に「製品安全対策優良企業」として表彰いたします。受賞された方々には、心から敬意を表し、お礼を申し上げます。

今後とも、消費者、事業者、行政が一体となって製品安全への取組を着実に推進し、製品安全文化が定着し、安全・安心で豊かな社会が実現されていくことを祈念いたします。

製品安全対策優良企業表彰とは――

製品安全に対する意識の向上と製品安全文化の定着を図り、持続的に製品の安全が確保されるような安全・安心な社会をつくることを目的に、2007年から実施。大企業・中小企業ごとに、製造・輸入事業者部門、小売販売事業者部門の4部門において厳正な審査を行い、第6回目となる今回は小売販売企業からの応募が増え、13社が選ばれた。

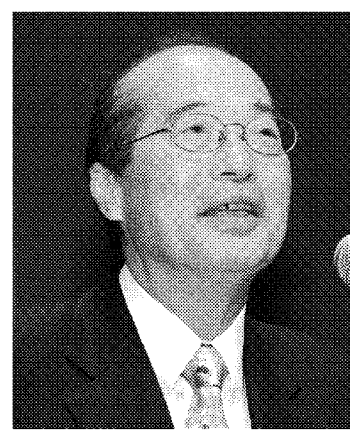


受賞者に賞状を授与する、本多大臣政務官(写真左)

審判員

製品安全は、みんなで創る時代に

製品安全対策優良企業表彰は、回を重ねるごとに製品安全に対する受賞企業の意識が向上してきています。今回の審査を通じて感じたことは、「製品安全は、みんなで創る時代に入ってきた」ということです。事業者だけでなく、消費者を含めて幅広いステークホルダーが高いレベルで製品安全の確保に取り組まれている。企業の立場は、安全な製品を作るという段階から、安全情報を消費者に周知する、事故情報などを収集するという段階に変化しており、この優良企業表彰制度の意義が定着し始めたと感じています。



審判委員長 向殿 政男氏

第6回 製品安全対策優良企業表彰 経済産業大臣賞 受賞企業4社

■中小企業 製造事業者・輸入事業者部門

日進木工株式会社

●製造技術と強度試験の両輪による、イスを中心とした安全性の高い製品の製造

木材の選定、乾燥、曲げ木に関する知見・技術や、接合に関する伝統技法を蓄積し、軽いが丈夫で、安全な製品の開発・製造を実現している。これら技術の裏付けとして、生産過程では耐久性試験を複数回実施するなど強度の確保を徹底している。

●産地ブランドを主導し、製品安全文化の醸成に貢献

社長を中心に安全なもののづくりに対する方向性や課題を全社員に共有・徹底するにとどまらず、産地ブランドの認証基準要綱の策定に深く関与するなど、安全・安心な家具の提供に努めている。

●安全に長く使ってもらう設計思想と長期保証の提供

製品を安全に長く使ってもらうため、顧客情報の把握・管理をするともに、組織的に修理対応が可能な体制の整備、修理しやすい構造に随時見直しを行う等により、顧客に対して長期的製品保証を提供している。



代表取締役 北村 育氏

■大企業 製造事業者・輸入事業者部門

株式会社 バンダイ

●自社独自の品質・安全基準を策定・運用し、基準の製品リスク低減効果を分析

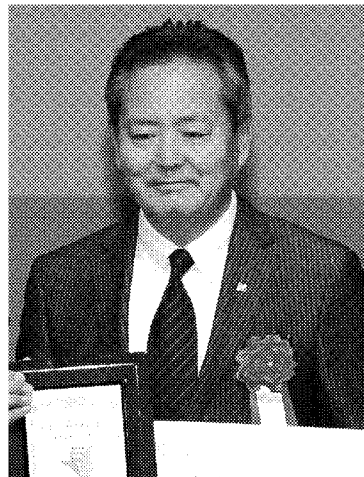
各種法律、業界基準、海外の規格・基準、過去の事故事例等を踏まえた約370項目に及ぶ「バンダイ品質基準」を策定・運用している。また「バンダイ品質基準」による製品リスクの低減効果をR-Mapを用いて分析している。

●協力メーカーを含めサプライチェーン全体で製品安全文化を醸成

危機管理意識を高めることを目的として、過去の製品事故から学ぶフォーラムを開催。自社・他社製品の問題事例の現物展示等を行う「製品安全を考える展示会」などを開催し、協力メーカーを含めサプライチェーン全体で安全意識の向上に積極的に取り組んでいる。

●子どもに安全に遊んでもらうための安全情報の提供

取扱説明書や「Webトリス」等において、わかりやすく注意項目を伝える工夫を行い、自社ホームページにおいて保護者向けに「おもちゃ安全ガイド」を公開するなど、子どもに安全に遊んでもらうための情報提供に努めている。



代表取締役社長 上野 和典氏

■中小企業 小売販売事業者部門

有限会社 協和電気商会

●訪問時に他社製品を含めた製品の安全性を確認

訪問時に「電気製品安全点検シート」を持参し、他店で購入した製品も含めて、所有している家電製品の使用状況を確認するとともに、リコール商品の有無も併せて確認している。また、他社製品の修理対応、製造メーカーへの取り次ぎも実施している。

●お客様の生活実態に合わせた製品の提案

高齢者や一人暮らしのお客様を多く抱える中で、お客様の生活実態（使用者の特徴や利用環境）に合わせて家電製品を提案している。

●地元の製品安全教育に貢献

自治体からの要請によるイベント（家電相談会、高齢者向け製品安全対策会、地元中学校の職場体験）への協力を通じ、製品安全教育に貢献している。



代表取締役 佐藤 英雄氏

■大企業 小売販売事業者部門

上新電機株式会社

●設置作業不備による製品事故を防止するため、社内外におけるトレーニングの実施

自社技術研修センター内に商品搬入設置・工事等の教育訓練用ハウスを開設し、自社の社員だけでなく協力会社の社員に対してもトレーニングを実施して、設置作業不備による製品事故の防止に努めている。

●製品毎に故障特性を分析し、メーカーに製品の改善を提案

自社の修理履歴データに基づいて製品毎の故障特性を分析し、その分析結果を踏まえた製品の改善提案をメーカーに伝達するなど、メーカーの製品開発・改良に協力し、製品安全の確保に貢献している。

●リコール告知の効果を高めるアイデアをメーカーに提供

様々な家電製品のリコール対応支援の経験をもとに、効果的なリコール告知の方法等に関するアイデアを取引先に積極的に提供し、リコール製品の回収率向上に貢献している。



代表取締役社長 金谷 隆平氏

消費者庁では消費者安全法の改正により10月1日に「消費者安全調査委員会」を発足しました。11月6日に行われた会議では、エスカレーター、ガス湯沸かし器、エレベーターの事故など調査対象案件5件が選定され、今後、調査等を実施して事故の原因を究明していくことになりました。

事故の注意喚起では、介護ベッドの実態調査を実施しました。こうした製品の使用実態



消費者庁長官 阿南 久氏

企業の協力こそ、製品安全社会の実現に

消費者庁の消費者政策について

などを調査するなども製品安全の確保には重要です。さらには、消費者と消費者庁が事故情報を共有して意見交換するリスク・コミュニケーションを推進することも消費者庁における重要な取り組みの一つです。

消費者庁は「消費者安全法」と「消費生活用製品安全法」に基づいて、製品事故情報の集約と公表を行っています。消費者安全法に基づき事故情報の公表では、23年度下期（23年10月1日～24年3月）に寄せられた重大事故は707件で、消防庁からの通知が増加したこともあり、前年同期比から約2倍に増加しました。また、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告を製品別にみると、暖房器具をエアコンから石油ストーブに切り替える方が増えたことで、石油ストーブの事故が多くなっています。

消費者庁では、こうした製品安全への取り組みを強化して製品事故を未然に防止して参りたいと考えています。製品安全の確保は企業の協力があって実現できますので、今後とも協力をお願いします。

製品事故の増加要因の一つとして、家庭にある製品の数が増え、複雑になり操作が覚えにくくなったことが挙げられます。換気の必要性についての認識不足や、高齢者による古い製品の使用で起きた事故もあります。消費者が価格だけで製品を選ぶと、安全がおろそかになる恐れがあります。技術やノウハウを生み出し、若者を育てる職場に私たちの消費が届くためには、事故情報を含め、信頼でき



経産省 商務流通保安グループ 消費者政策研究官 谷 みどり氏

経済繁栄に欠かせぬ取り組み

消費者の信頼を築く

る情報が伝わる市場が必要です。製品安全対策には、ライターの子どもが使いにくい規格など法で強制するものもありますが、それだけではありません。介護用ベッドの手すりには挟まれる事故の防止等のために作られた福祉用具のJISや、経済団体の自主的な活動など、強制に頼らない対策も効果を生んでいます。企業の消費者関連部門で働く人の集まりや学会などで、互いに切磋琢磨し良心を喚起することも大切です。国境を越える取引が増える中、ISOなどの国際的な活動も欠かせません。

製品安全政策、消費者政策は一般消費者を守るだけではなく、今回受賞された企業の方々のような「心ある事業者」を支え、経済を築き上げるために必要な活動です。



※表彰結果、その他の詳細については
<http://www.ps-award.jp>

●大企業製造事業者・輸入事業者部門

株式会社 東芝

●事業間で製品安全情報を共有する取り組みを実施

●大企業製造事業者・輸入事業者部門

トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社

●自社独自の品質・安全に関する規定を整備するとともに、お客様の声を参考に随時規定の見直しを実施

●大企業小売販売事業者部門

株式会社 チヨダ

●独自の不良分析手法により製品不良の発生源を特定して、メーカーの品質改善に協力

●大企業小売販売事業者部門

パナホーム株式会社

●調達品の製品安全に関する評価の徹底

●中小企業製造事業者・輸入事業者部門

カリモク家具株式会社

●自社独自の設計基準、試験規格・基準を策定して製品の安全性を検証

●大企業製造事業者・輸入事業者部門

名和興産株式会社

●使用中の製品の検査・試験を行うことにより、更なる製品の安全性を確保

●大企業製造事業者・輸入事業者部門

ミレー・ジャパン株式会社

●日本の使用環境を考慮した製品の評価・選定等を実施

●大企業小売販売事業者部門

株式会社 ディノス

●「ディノススタンダード」に基づく安全な製品の選定

●中小企業製造事業者・輸入事業者部門

長谷川工業株式会社

●現場での使用実態などを踏まえて安全な製品を企画・開発